令和３年８月

ＰＴＡ会長・役員の皆様　学校長様

千葉市ＰＴＡ連絡協議会

民主的なＰＴＡ活動のために ～学校と連携して取り組みましょう～

PTA は日本最大の社会教育団体です。子どもたちの健全な育成や教育環境の改善・充実に取り組み、災害時においては被災地ＰＴＡに対して迅速で継続的な支援を行い、大きな成果を上げてきました。

昨今、PTA 等（保護者会、後援会等も含む）のあり方について色々な相談やお問合せが増えてきました。市Ｐ連では「本当に聞きたかったＰＴＡの悩みごと」という冊子（HP にも掲載）を作成し、色々なケースの対応例を紹介しています。特に、以下の事項については、各学校の PTA 会長・役員の皆様と校長先生・教頭先生方と十分な協議の上、学校に合った方法で実施をお願いします。

ＰＴＡ等は任意加入団体です。しっかりと PR をしたうえで加入のお誘いをしましょう！

PTA はなぜ必要なのでしょうか。PTA は学校や子どもたちの応援団です。「子どもの教育は先生方にお任せ！」ではなく、保護者が地域と連携・協力し、防犯・防災などのパトロール、運動会・体育祭やバザーなどの人的・物的なサポートをすることで、子どもたちの笑顔と安心安全を守れるのです。

PTA 活動は、「一人一人は小さな力でも集まれば大きな力になる」のです。より多くの保護者の方々にその趣旨を理解していただき、加入のお誘いをしましょう。

PTA（保護者会も含めて）はあくまで任意加入団体であるため、加入は義務ではありません。新入生保護者説明会などで加入を勧める際に、加入は任意である旨を伝えたうえで、協力をお願いすることが大事です。会長挨拶で「ＰＴＡは任意加入ですが、本校の PTA はこんな趣旨で子どもたちや学校をサポートしています。子どもたちのためにぜひＰＴＡ活動にご協力お願いします」と説明しましょう。

今年 9 月に配布予定の DVD は PTA の PR 用に作成しました。PTA 役員の方々が保護者の方に PTA の趣旨や大事さをわかりやすくお知らせできるようにしています。是非ご活用ください。

ＰＴＡ加入の意思確認のとり方一つで PTA 加入率はかわります。どうしてますか？

「入学＝加入」ではなく保護者の意思表示(同意)が必要です。最も丁寧に進めるには加入申込書等の書面で確認することが有効と考えられます。ですが、これまでの学校実情や地域性もありますので、加入の確認方法や同意書の取り方については、学校と会長・役員でよく相談してください。

例えば、「加入届を書面でとらなければならない」と思い込み、新年度から「加入する・しない」と選択する文書を何の説明もなく唐突に配布したら混乱を招きかねません。PTA のことがよくわからないと、なんだ入らなくてもいいのかと考え、非加入が急に増えたという事例が少なくないようです。

あくまで、自校のＰＴＡの趣旨、会費の使いみち(何に役立っているか)や活動内容を PR したうえで加入のお願いをし、その手続き（方法、問い合わせ窓口等を含む）を保護者がわかるように説明してください。以下の例を紹介します。

例１）　会長名で発信した「本校 PTA の活動内容と役割・意義」という説明の文書の後に、「ＰＴＡの趣旨に賛同していただける方は加入届(登録票)と会費を入れて提出してくださいと記し、集金袋とともに回収する。

例２）　**同意書という正式な形ではないが、「会費の納入をもって加入の意思確認とします」という文言を入れておく。**この場合、未収金の方には忘れているのか未加入なのか、どのように確認するかを学校と相談する。

また、すでに非加入の意思を示している方に対して、何度も勧誘することによりトラブルになるケースがありますのでご注意ください。